

別紙「戸田市スポーツ推進条例（案）の概要」

1 制定の趣旨と目的

スポーツは、心身の健康を促し、世代を超えて人生をより豊かにし、また地域社会の活力の醸成、国際交流の発展、産業の広がりや経済の活性化や医療費・社会保障費の抑制など、幅広い分野への効果が期待されるものです。

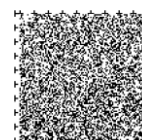
スポーツ基本法において、スポーツは「世界共通の人類の文化」として位置づけられ、スポーツに関わる権利を保障する考えが示されています。

そのため、本市においては地域資源であるボートコースを活用し、ローイングをはじめとした水辺のスポーツを推進するとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達及び体力の向上を図るためのスポーツ活動の充実、障害のある人や高齢者がスポーツ活動に積極的に参加できる機会の提供などにより、全ての市民がスポーツに参画できる社会の実現に努める必要があります。

また、本市に関わるスポーツ選手等の活動を応援する社会的気運を高めるなど、スポーツを通じた世代間及び地域間の交流の基盤を形成することで、生涯にわたりスポーツに親しむ機会、生き生きと楽しい生活を送ることができる環境の整備を進めることが重要となります。

スポーツの持つ力を最大限活用し、全ての市民が生涯にわたって、自らの体力、年齢、技術、目的等に応じてスポーツに親しむことができるよう、スポーツの推進に関する施策を実施するための理念として、この条例を制定することといたしました。

この条例は、スポーツの推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民等、スポーツ関連団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本事項を定めることで、もって市民の心身の健全な発達と活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とします。



2 定義

この条例における用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) スポーツ 日常生活における軽い運動や楽しみながら体を動かすこと、運動競技(オリンピック・パラリンピック競技を含む。)その他の身体活動(レクリエーションとして行われる身体活動を含む。)をいいます。
- (2) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいいます。
- (3) 市民等 市民及び次条に規定する基本理念に基づくスポーツの推進に賛同し、及び協力する個人をいいます。
- (4) スポーツ関連団体 市内においてスポーツに関係する活動を行う団体をいいます。
- (5) 事業者 市内において事業を営む者をいいます。

3 基本理念

スポーツの推進は、次の事項を基本理念とします。

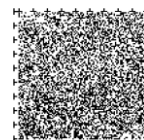
- (1) 全ての市民が生涯にわたって、自らの体力、年齢、技術、目的等に応じてスポーツに親しむことができること。
- (2) スポーツを通じて世代間及び地域間の交流の基盤が形成され、更にその交流が促進され、スポーツに関する能力の水準の向上が図られること。
- (3) 本市に関わるスポーツ選手及びスポーツチームの活動を応援する社会的気運を高め、地域の一体感の醸成及び活力の向上が図られること。

4 市の責務

市は、基本理念にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

市は、全ての市民がスポーツに気軽に親しめる環境をつくり、地域の活力の向上や市民の健康及び体力の保持増進につなげていけるよう、スポーツ関連団体、町会・自治会等と連携します。

市は、各スポーツ関連団体が主体的にスポーツ推進事業を行っていけるよう、環境整備や助言、情報の提供その他必要な支援を積極的に行います。



5 市民等の役割

市民等は、スポーツ活動の主体であることを自覚し、自主的な活動を通じて培われる活力及び創意を生かし、地域のスポーツの推進及び発展に努めるものとしします。

6 スポーツ関連団体の役割

スポーツ関連団体は、基本理念にのっとり、市民がスポーツに親しむ機会の提供、スポーツの普及、スポーツに関する能力の水準の向上等、スポーツに係る主体的な活動を通じて、スポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとしします。

7 事業者の役割

事業者は、自らが地域社会の一員であることを認識し、スポーツ活動を行いやすい環境の整備に取り組むとともに、スポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとしします。

8 市の取組

市は市民等、スポーツ関連団体及び事業者と協力し、次の施策を講じるものとしします。

- (1) 生涯スポーツの推進
- (2) 子どもの体力向上及びスポーツ活動の充実
- (3) 障害のある人のスポーツ活動の推進
- (4) 高齢者のスポーツ活動の推進
- (5) 指導者の養成
- (6) スポーツ施設の整備及び活用

9 施行日

この条例は、令和6年4月1日から施行予定です。

